

# 特記仕様書

## (適用の範囲)

**第1条** 本特記仕様書は、阿南市が発注する道路橋りょう整備事業 市道富岡横見線補償調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。また、「用地調査等共通仕様書」徳島県版を準用する。

## (業務内容)

**第2条** 業務内容については次のとおりとする。

### 1. 打合せ協議等

- (1)本業務に係る発注者との打合せ協議は、業務着手時及び成果物納入時のほか、中間打合せ2回の計4回を基本とし、必要に応じて適宜実施するものとする。
- (2)本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

### 2. 現地踏査について

受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

### 3. 作業計画の策定

受注者は作業計画書の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。

### 4. 土地・建物等の立ち入りについて

- (1)受注者は、本業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- (2)受注者は、調査実施のため、樹木、その他工作物を無断で除去してはならない。この規定を守らなかったために生じた費用は、受注者の負担とする。

## (守秘義務)

**第3条** 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1)受注者は、本業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
- (2)受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

## (個人情報の取扱い)

**第4条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (その他)

**第5条** 本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項又は疑義のある事項については発注者及び受注者で協議するものとする。